

次の場合は利用届出書(様式第1号)の提出が必要となります。

- ①バザーなどを行う場合
- ②舗装広場・平板舗装広場に指定車両以外の車両を乗り入れる場合
- ③自主防災組織で訓練を実施する際に、火気を使用する場合

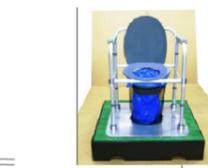
※ 画像はイメージです



防災広場 平面図



防災シェルター



防災多目的施設 (左) 公用車車庫 (右)



複合遊具



← 至 新本庁舎

至 田沢

防災広場 信号機